

## 平成 25 年度予算編成等に向けて

平成 24 年 11 月 8 日  
地 方 六 団 体

平成 25 年度予算においては、東日本大震災からの復興及び災害に強い国土構造への転換を図るとともに、誰もが安心して暮らすことのできる社会の構築と円高・デフレを克服し、日本経済を再生軌道に載せ、地域を活性化する力強いメッセージを打ち出すことが不可欠である。

また、急激な社会・経済状況の変化による構造的問題を解決するため、中長期的な国家デザインを形作りながら、国と地方が協力して日本再生を果たして行くプロセスを構築していただきたい。

## 1. 震災復興と防災・減災対策

- 地域特性に応じて柔軟に復興事業を推進するため、復興交付金の包括的な交付金化等、使い勝手を高めるとともに、地域の復興が計画的かつ着実に行えるよう必要な予算を確保すること。
- 土木職等専門職員の確保や被災自治体への派遣に積極的に取り組むとともに、職員派遣や採用については、派遣元・派遣先自治体に対する財政支援を継続すること。
- 東日本大震災等を教訓に、大規模かつ広域的な災害に対応できるよう、災害対策法制の必要な見直しを図ること。また、首都直下地震や南海トラフで想定される巨大地震に対応する特別措置法等を整備すること。
- 今後起こりうる大規模災害に対応するため、全国的に実施する防災・減災等の事業に十分な財政措置を講じること。特に、災害対策本部や避難場所となる公共施設等の耐震化、高台移転を促進すること。
- 首都機能のバックアップや多重・分散型国土軸の形成等、災害に強い国土づくりのためのインフラ整備を進めること。

## 2. 経済・雇用対策

- 円高是正やデフレ経済からの脱却に向け、被災地のみならず全国を視野に入れた実効性のある経済・雇用対策を補正予算や 25 年度予算の編成を通じて切れ目なく実施し、日本経済の再生を図ること。

- ・ 中小企業金融円滑化法が果たした役割を踏まえ、地域経済を支える中小企業の資金繰り支援策を確実に講じること。
- ・ 平成25年度以降も雇用創出基金等の各種基金により支えられた雇用を充実・継続できるよう要件の緩和など弾力的な活用を可能とするとともに、事業期間の延長を行うこと。また、厳しい状況にある求職者に対する就業・就職支援に全力を尽くすこと。
- ・ 企業の国内投資を促進する施策を大胆に講じること。また、食や観光、物流、環境・エネルギー、医療等に係る規制緩和や支援の拡充を図り、その実験の場としての総合特区制度をさらに自由化すること。

### 3. 社会保障

- ・ 「社会保障制度改革国民会議」に、社会保障の現場の「運営責任者」である地方自治体から委員を参画させること。
- ・ 消費税率引上げに当たり、簡易な給付措置等の低所得者対策を検討すること。
- ・ 生活困窮者対策及び生活保護の見直しにあたっては、現場である方が適切に対応できる設計にするとともに、方が生活・就労一体支援を柔軟に実施できる仕組みを構築すること。
- ・ 特定疾患治療研究事業などの地方の超過負担は、速やかに解消すること。
- ・ ポリオの不活化ワクチン導入により著しい財政負担が生じていることから、国の責任において早急に財政措置を講じること。また、子宮頸がん等の予防接種について、早期に定期接種として位置づけるとともに、十分な財政措置を講じること。
- ・ 社会保障・税一体改革において、税制抜本改革時に行うとされた国保財政基盤の強化を確実に実施するとともに、国庫負担の拡充・強化により、将来に亘って持続可能な制度とすること。

### 4. 農林水産業

- ・ 農林水産業・農山漁村の再生と国が掲げた食料・木材自給率の目標（50%）達成に不可欠な農林水産公共予算の充実・強化を図ること。
- ・ 米、畑作物、林業、漁業への戸別所得補償・直接支払については、他の農林水産予算を削減することなく財源を確保するとともに、安定的な制度とするため法制化を図ること。

- 農山漁村の再生を図り、多面的機能を発揮するため、地域コミュニティの再生と地域活性化の取組に対する新たな支援措置を講じること。
- 農林水産業の担い手の育成・確保を図るため新規参入前後における対策を含め、支援策を充実・強化すること。
- 野生鳥獣による農作物の被害等が深刻な状況にあるため、鳥獣被害防止対策を充実・強化すること。
- 「日本再生戦略」に基づき、農山漁村に雇用と所得を生み出す6次産業化等に予算を重点配分すること。

## 5. 地方税財政

- 社会保障費の自然増や臨時財政対策債の償還増等の要素を考慮し、中期財政フレームを踏まえ、地方の一般財源総額を確保すること。
- 地方交付税については、三位一体改革で削減されており、その復元を行うとともに、臨時財政対策債などの特例措置に依存している現状を改め、法定率の引き上げを含めた抜本的な見直しを検討し、持続可能な制度とすること。  
また、地方はこれまで給与の独自削減や人員削減を行うなど、厳しい行財政運営に取り組んできており、国家公務員の給与の臨時削減措置について、地方財政計画や地方交付税の算定には決して反映させないこと。
- 直轄事業建設費負担金については、制度廃止を明確にし、具体的な工程表を作成した上で、廃止に向けた取組を確実に進めること。
- 一括交付金については、平成24年度対象事業分については24年度と同額以上を確保すること。また、自由裁量を拡げる観点から対象事業を拡大するとともに、拡大に見合った予算額を確保すること。

一方、指定都市以外の市町村への導入については、年度間によって事業費の変動が大きい等課題があることから、市町村の意見を十分踏まえ、慎重に検討すること。

- 個人住民税は、「地域社会の会費」という税の基本的な性格を踏まえ、新たな税額控除は慎むとともに、政策誘導的な控除の見直しを行うなど、課税ベースの拡大に努めること。特に、住宅ローン控除は、所得税からの税源移譲の範囲内で控除するとともに、その減収額は、全額国費により補てんする仕組みを維持すること。

- ・自動車取得税はその7割程度、自動車重量税はその4割程度が市町村の貴重な財源となっていることも踏まえ堅持すべきであり、具体的な代替財源を示すことなく見直すべきではないこと。
- ・ゴルフ場利用税は、所在地の行政需要に対応する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- ・償却資産に対する固定資産税については同税の応益課税としての性格に鑑み、現行制度を維持すること。
- ・地球温暖化対策のための税は、その使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化するなど、地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みを構築すること。